令和7年度 「鹿部町起業・創業助成金」 助成金応募の手引き

【二次募集】

鹿部町水産経済課

1 助成金の目的

町では、クラウドファンディングを通じて起業又は創業に係る資金調達を行い、事業を実施する者を支援することにより、雇用の創出のほか、地域経済の活性化を図ることを目的とします。(鹿部町起業・創業助成金交付要綱(令和4年要綱第19号)第1条 要約)

2 助成対象者

クラウドファンディングを活用して資金調達を行い、その資金により鹿部町内において起業した者(以下「起業者」という。)又は創業した者(以下「創業者」という。)で、 鹿部町特定滞納者等に対する制限措置に関する条例(令和2年条例第6号)第2条第3 号に規定する「特定滞納者」に該当しない者が対象になります。

【用語の定義】

クラウドファンディング

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第2項第5号の規定により有価証券とみなされて同法の規定が適用される権利について、同法第28条第2項各号に掲げる行為を業として行うことができる者として、同法第29条の登録を受けた者がインターネットを介して個人から資金を調達する仕組みをいう。

② 起業者

<u>令和7年3月31日以前に町内で事業を営んでいない者</u>が新たな法人の設立又は所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、 町内で新たに事業を営む者をいう。

③ 創業者

町内で事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める中小企業者、同条第5項に定める小規模企業者又は小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項に定める小企業者で、既存事業を継続しつつ、町内で既存事業とは異なる新たな事業を営む者をいう。

なお、新たな事業とは、日本標準産業分類表の中分類において、既存事業の業種 と異なる業種の事業をいう。

3 各種手続とスケジュール

	内容	必要書類	スケジュール
(1)	助成金交付要望	□ 鹿部町起業・創業助成金交付要望書(様式第1号)□ 事業計画書(参考様式)□ その他町長が必要と認める書類	令和8年1月31日ま で順次受付
	- ●事業予算を上回る -	要望があった場合、受付締切前に受付を終っ	 する場合があります。
(2)	助成金交付内定		順次通知
(3)	クラウドファン ^デ ィング実施	- ●助成金交付内示後、クラウドファンディ ・ 金調達する事業の精査を行い、資金調達を	
(4)	起業・創業	① クラウドファンディングにより調達 又は創業を実行してください。 ② 令和7年4月1日以降に町内におい 方については、クラウドファンディン 起業又は創業に係る事業費に資金を充金	て起業又は創業している グにより調達した資金を
(5)	助成金交付申請	□ 鹿部町起業・創業助成金交付申 請書(様式第4号) □ クラウドファンディングにより 資金調達が成立したことが証明で きる書類 □ 起業又は創業したことが証明で きる書類 ⇒ 個人事業開廃業等届出書(写) ⇒ 営業等の許可書(写) ⇒ 履歴事項全部証明書(写) 等 □ その他町長が必要と認める書類	起業又は創業が完了次 第、速やかに申請する こと 申請最終期限は、令和 8年3月11日まで
(6) 道	助成金交付決定 通 知		審査が完了次第、順次 通知する

	内容	必要書類	スケジュール	
(7)	助成金交付請求	□ 請求書(任意様式)	交付決定通知を受付	
			後、速やかに請求する	
(8)	助成金支払		請求書を受付後、指定	
			の口座に送金する	
(9)	助成後検査	口 町長が必要と認める書類	助成金支払以降の日に検査を実施	
	●助成後の検査にお	いて、クラウドファンディングにより調達し	ンた資金が起業又は創業に ¦	
	活用されていない場合や事業活動が確認できないなどの事実が確認できた場合、助成金の 返還を求める場合があります。			
			'	

< 7ページに起業・創業から助成金受給までのモデルケースを掲載しています>

4 助成金額

起業者又は創業者に支援する助成金の要件、金額、回数は下表のとおりとなります。

	助成要件	助成金額	助成回数
起業者	100万円以上の資金調達が成立し	100万円	1起業者
	た場合		又は創業
			者当たり
			1回限り
	100万円未満1万円以上の資金調	資金調達が成立した額	
	達が成立した場合	に1,000円未満の	
		端数を切り捨てた額	
創業者	50万円以上の資金調達が成立し、	50万円	
	かつ、新たな事業の業種が、日本標		
	準産業分類表の中分類において、既		
	存事業と異なる業種である場合		
	50万円未満1万円以上の資金調達	資金調達が成立した額	
	が成立し、かつ、新たな事業の業種	に1,000円未満の	
	が、日本標準産業分類表の中分類に	端数を切り捨てた額	
	おいて、既存事業と異なる業種であ		
	る場合		

■日本標準産業分類表(大・中分類)一覧表 【令和5年6月改定版】

大分類		中分類
農業、林業	1	農業
辰未,怀未	2	林業
漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)
/	4	水産養殖業
鉱業,採石業,砂利採取業	5	鉱業,採石業,砂利採取業
	6	総合工事業
建設業	7	職別工事業(設備工事業を除く)
	8	設備工事業
	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19	ゴム製品製造業
製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
	33	電気業
電気・ガス・熱供給・水道業	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
	37	通信業
1±±17°Z /= **	38	放送業
情報通信業	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
	42	道路旅客運送業
	43	
		道路貨物運送業
運輸業,郵便業	45	水運業 航空運輸業
	46 47	加至連制業 倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業 (信書伊東学を合む)
	49	郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類
	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料,鉱物·金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
60+W6 1+W6	55 その他の卸売業
卸売業・小売業	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
	62 銀行業
	63 協同組織金融業
A =1 x	64 貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
金融業・保険業	65 金融商品取引業,商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)
	68 不動産取引業
不動産業,物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	70 物品賃貸業
	71 学術・開発研究機関
M. Charmeter and D. C. Charles and Allice	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)
学術研究,専門・技術サービス業	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	75 宿泊業
宿泊業,飲食サービス業	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	78 洗濯・理容・美容・浴場業
生活関連サービス業,娯楽業	79 その他の生活関連サービス業
	80 娯楽業
	81 学校教育
教育,学習支援業	82 その他の教育, 学習支援業
	83 医療業
医療,福祉	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
塩人川 パラ本学	86 郵便局
複合サービス事業	87 協同組合 (他に分類されないもの)
	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業 (別掲を除く)
ユージュ券 (ルトハをとしょ・)	91 職業紹介・労働者派遣業
サービス業(他に分類されないも	92 その他の事業サービス業
(D)	93 政治・経済・文化団体
	94 宗教
	95 その他のサービス業
	96 外国公務
公務(他に分類されるものを除	97 国家公務
<)	98 地方公務
	99 分類不能の産業

5 留意事項

- (1) 助成金交付内定者の行為について、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その内定を取り消す場合があります。
 - ア 法令等に違反して行為を実施したとき。
 - イ 事業計画書等の内容に偽りがあったとき。
 - ウ 町長が別に定める期間までに交付の申請を行わないとき。
 - エ 鹿部町特定滞納者等に対する制限措置に関する条例第2条第3号に定める 特定滞納者に該当したとき。
 - オーその他町長が認める不適切な行為があったとき。
- (2) 助成金交付決定者が次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
 - ア 法令等に違反して行為を実施したとき。
 - イ 助成金交付要綱に基づく申請内容等に偽りがあったとき。
 - ウ 鹿部町特定滞納者等に対する制限措置に関する条例第2条第3号に定める 特定滞納者に該当したとき。
 - エ その他町長が認める不適切な行為があったとき。
 - → 助成金の交付決定後、5年を経過する前に許可なく営業を停止したとき (やむを得ない事情によるものを除く。)
 - → 助成金の交付決定後、5年を経過する前に許可なく事業用施設及び事業用 備品を転貸、移転、譲渡、又は廃棄したとき
- (3) 助成金の交付の決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じます。
- (4) 町長は、起業し、又は創業した事業の効果を確認するため、必要な範囲において 助成金交付決定者に対し、事業の実施状況等について、報告を求めることがありま す。
- (5) 助成金交付決定者は、事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理するほか、 帳簿及び書類は、助成金の交付された日の属する年度の翌年度から5年間保存し なければなりません。

6 起業・創業から助成金受給までのモデルケース

(1) 起業者パターン① CF成立後に起業する場合 (CF = クラウドファンディン)

年 月	起業者	鹿部町
令和7年 12月	要望検討 助成要望書提出 →	公募、助成金要望受付開始 助成要望書受付
	切	30
令和8年1月初旬	助成内示通知書受付 ← C F 準備 C F 開始 起業準備	助成内示通知書発送
令和8年2月下旬	C F 終了 C F 事業者から資金調達 調達した資金を事業費に充当 営業開始	
令和8年3月上旬	助成金交付申請 →	助成金交付申請受付審査
令和8年3月中旬	助成金交付決定書受付 ← 助成金請求書発送 →	助成金交付決定書発送助成金請求書受付
令和8年3月下旬	助成金受領 ← サイス	助成金支給

(2) 起業者パターン② CF 開始前に起業する場合 (CF = クラウドファンディン)

年月	起業者	鹿部町
令和7年	起業・営業開始	公募、助成金要望受付開始
令和7年12月	要望検討	
	助成要望書提出 →	助成要望書受付
令和8年1月初	旬 助成内示通知書受付 ←C F 準備C F 開始	助成内示通知書発送 助成内示通知書発送
令和8年2月下	旬 CF終了 CF事業者から資金調達 調達した資金を事業費に充当	
令和8年3月上	旬 助成金交付申請 →	助成金交付申請受付審査
令和8年3月中	旬 助成金交付決定書受付 ←	助成金交付決定書発送
	助成金請求書発送 →	助成金請求書受付
令和8年3月下	旬 助成金受領 ← 助成金を事業費に充当	助成金支給

(3) 創業者支援パターン① CF成立後に創業する場合

(CF=クラウドファンディン)

年 月	創業者	鹿部町
令和7年3月以前	町内で事業経営(業種:X)	
令和7年 12月		公募、助成金要望受付開始
	要望検討	公务、外外业文主义 门///加州
	助成要望書提出 →	助成要望書受付
		審査
令和8年1月初旬	助成内示通知書受付 CF準備 CF開始 創業準備(業種:Y)	助成内示通知書発送
令和8年2月下旬	C F 終了 C F 事業者から資金調達 調達した資金を事業費に充当 新たな事業の営業を開始 (業種:Y)	
令和8年3月上旬	助成金交付申請書発送 →	助成金交付申請書受付審査
令和8年3月中旬	助成金交付決定書受付 ←	助成金交付決定書発送
	助成金請求書発送 →	助成金請求書受付
令和8年3月下旬		助成金支給
	助成金を事業費に充当	
	→ 令和7年3月以前に経営している事業は助成金受領後も継続 (業種:X)	

[※] 業種のXとYは、日本産業分類表の中分類において異なる業種であること

(4) 創業者支援パターン② C F 開始前に創業する場合 (CF=クラウドファンディン)

年 月	創業者	鹿部町
令和7年3月以前	町内で事業経営(業種:X)	
令和7年4月	新たな事業を創業、営業開始 (業種:Y)	
 令和7年12月	-	公募、助成金要望受付開始
	助成要望書提出 →	助成要望書受付
		審査
令和8年1月初旬	助成内示通知書受付 ←	助成内示通知書発送
	CF準備	
	CF開始	
今和 8 年 2 月下旬	 C F 終了	
TAM O + Z 月 下町	CF事業者から資金調達	
	調達した資金を事業費に充当	
	(業種: Y)	
	(水屋・1)	
令和8年3月上旬	助成金交付申請書発送 →	助成金交付申請書受付
		審査
令和8年3月中旬	助成金交付決定書受付 ←	助成金交付決定書発送
	助成金請求書発送 →	助成金請求書受付
		 助成金支給
17年0千3万19		プリルシ亚 文 小口
	┃ ┃ 助成金を事業費に充当	
	令和7年3月以前に経営している事業は助成金受領後も継続	
	(業種:X)	

[※] 業種のXとYは、日本産業分類表の中分類において異なる業種であること

7 お問い合わせ先

鹿部町水産経済課(商工労働係)

住 所:〒041-1498 茅部郡鹿部町字鹿部252番地1

電話番号:01372-7-5298

メ — ル: suikei@town. shikabe. hokkaido. jp